

議会改革推進会議会議録

平成27年8月20日

亀山市議会

議会改革推進会議会議録

- 1 開催日時 平成27年8月20日(木) 午後1時00分～午後2時35分
- 2 開催場所 議場
- 3 出席議員
- | | | | |
|-------|---------|-----------|---------|
| 会 長 | 前 田 稔 | | |
| 副 会 長 | 鈴 木 達 夫 | | |
| | 今 岡 翔 平 | 西 川 憲 行 | 高 島 真 |
| | 新 秀 隆 | 尾 崎 邦 洋 | 中 崎 孝 彦 |
| | 豊 田 恵 理 | 福 沢 美 由 紀 | 森 美 和 子 |
| | 岡 本 公 秀 | 宮 崎 勝 郎 | 前 田 耕 一 |
| | 中 村 嘉 孝 | 服 部 孝 規 | 小 坂 直 親 |
| | 櫻 井 清 蔵 | | |
- 4 欠席議員 なし
- 5 出席者 (株)ぎょうせい 安井順之
- 6 事務局 事務局 長 松井元郎 議事調査室長 渡邊靖文
高野利人 新山さおり
- 7 案 件
1. 請願者の説明機会について
 2. 公聴会制度及び参考人制度について
 3. 長期欠席者への対応について
 4. 議会提出議案への市長等の意見表明について
 5. 委員会の運営方法について
 6. 議会の情報化について
 7. 公開内容の検討について
 8. 議会基本条例の改正に伴う逐条解説の改訂について
 9. かめやま市議会だよりのリニューアルについて
 10. その他
- 8 経 過 次のとおり

午後1時00分 開 会

○会長（前田 稔君） それでは、ただいまから議会改革推進会議を開会いたします。

本日は、議会改革推進会議検討部会において検討を進めていただいている課題の中で、昨年度、株式会社ぎょうせいに委託しました議会の調査研究運営支援業務の調査項目でありました4項目、請願者の説明機会について、公聴会制度及び参考人制度について、長期欠席者への対応について、議会提出議案への市長等の意見表明についての調査結果について、既に検討部会では説明をいただいておりますが、改めて全議員にも知っておいていただきたいということで、納品された成果品の資料について株式会社ぎょうせいの安井様から説明をしていただきます。

4つの項目がありますので、それぞれ1つずつ説明を聞いた後、質問をお受けする形で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず請願者の説明機会についてということで説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○（株）ぎょうせい（安井順之君） こんにちは。

それでは、改めまして株式会社ぎょうせい東海支社の安井と申します。よろしくお願いいたします。
昨年度、今ご説明いただきました4つの項目について、事例研究等を含めて報告をさせていただいた内容について、お手元の資料に沿ってご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、請願者の説明機会についてという資料、資料1をごらんください。

請願の手続等については、各議員の皆様方、詳細はご存じだと思いますので、基本的な事項という部分については説明、朗読等を省略させていただきます。

基本的にはその資料にあるとおり、国の解釈、国会法における請願の解釈と地方自治、地方議会における請願の位置づけというのが若干違っておりますが、平成24年実績ですね、ちょっと議長の資料が若干古くて申しわけありませんが、3,700件、現在が大体年間約4,000件ぐらいの請願が全国の市議会に出されて、そのうち大体4割前後が採択されているというのが現状であります。

ただ、亀山市さん、亀山市議会だけではなくて、全国の地方議会がそれぞれ行っている意識調査ですとか、亀山市議会も昨年度市民アンケートを行いましたけれども、共通して見られる傾向として、やはり請願制度そのものが認知されていないというのがあります。大体どこの数字を見ても7割、多いところだと8割を超えるぐらいの市民の方がいわゆる議会における請願制度というものを知らないというような傾向が見られています。

実際に請願権者はどういう人なのか、請願事項ってどういうことなのかというところについては、お手元の資料を見ていただきたいと思っておりますが、今回の請願者の説明機会についてというところに関するポイントをちょっと絞ってお話したいと思っておりますので、資料を1枚めくっていただいて、2番の請願説明というところをごらんいただきたいと思っております。

この請願の手続において、審査における説明においては、従来もそうですが、紹介議員の発言というのは基本的には請願内容についての説明に限られており、意見を述べることはできませんというのが審査説明ということになります。

かつては、地方議会においては、請願者本人がその趣旨等を説明する機会というのは与えられていなかったんですが、昨今、議会改革の一環として議会の透明化、オープン化が進む中において、請願者に趣旨説明をさせる、そういう機会を設けるようになってきております。全国の多くの市議会でも現

在、請願者本人による説明というのが行われております。

これは、最終的には標準のいわゆる全国の会議規則では、請願者本人による説明というのは規定はないんですけれども、全国の地方議会においてはそれぞれの議会、それぞれのみずからの意思決定として、いわゆる請願者の説明機会を設けているということになります。

亀山市議会においても、議会基本条例の第4条第3項で、議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるように議会運営に努めなきゃいけないという条文が入っております。そういうことも踏まえて、今後こういった制度を、請願者本人にどこまでどういう説明をさせるかというところをご検討いただくことになろうかと思えます。

この制度設計をするに当たって検討すべき事項というのをその下にまとめております。

1つ目は、趣旨説明者を特定すること。

請願者が個人なのか、団体なのかという場合もあります。そういった場合に、説明者を特定していくのか、団体による説明というのを許可するのかと、こういった部分が検討課題になると思えます。団体によるということになると人数が複数人になりますから、それだけの説明時間を与えることになるのかといったところも、細かいところも検討課題になると思えます。

また、その紹介議員さんそのものの発言を可とするのか、あくまでも紹介議員は従来どおり説明のみとして意見表明はさせないということにするのかと。こういったつながりの部分の権限をどう与えるかというところを検討していかないといけないと思えます。

それから2点目として、趣旨説明そのものを希望制とするかどうかと。

先ほど申し上げたように、基本的に議会がみずからの意思決定として、みずからの議会の意思として請願者の説明機会を設けるんですよという流れの中で、請願者の希望によって申請するのか、あるいは請願が行われたときには、請願者本人、または請願者団体の説明を必須とするのかといったところが検討課題になります。

ただ、全国の事例、市議会の事例で見ると、請願者の説明を必須としている議会は極めて少ない。ゼロではないです。極めて少ないです。

それから3点目として、趣旨説明機会の位置づけと。

今回、検討のきっかけになっているであろう地方議会の透明化、オープン化というところがあるかと思えますが、もちろんどこの団体さんも、どこの市議会さんもそういったものを目的に議論はされているんですが、それを通して、透明化を通して議会への市民参加を推進するという点を目的としているという議会さんも多く見られます。

昨今では、その市民参加というだけでは、要するにそこに参加したということだけではなくて、その議論過程、要するに政策議論の形成過程にも参加することで市民参加、市民参画を得る、議会への市民参加、市民参画というのを推進するんだというふうに考える議会もふえてきております。

ただ、ここはひとつ原点に立ち返っていただいて、議会というのは一応選挙によって、選ばれた議員によって構成された議決機関と、要するに市民の負託を受けた議会というものですから、その中に市民が議論過程そのものに参加するという自体に対してはどうしても疑問は拭えません。

ですから、市民からの負託を受けた議会としての意義を明示するためにも、このオープン化、透明化を目的とするということが基本的な目的として設定するのが妥当であって、市民参加、市民参画のために請願者の説明機会をふやすんだというのでは、その疑問はどうしても残らざるを得ないと言

えます。

この辺をこれからの皆さんの議論の中で明確にしておく必要があると思います。

それから4点目、ルール化と書きましたが、最終的には当社の見解からすると説明責任という言葉になってきますが、何らかの形で、希望制にせよ、必須制にせよ、請願者、請願者団体が説明を求められることとなります。あるいは説明することができますといったときにも、手を挙げて、はい、やりますというわけにはいかないのです、当然、手続等々、そういったものがルールが必要になってきます。そういったものを、そこにも書きましたが、発言者の申請手続、発言内容、発言時間、出席者人数、細かいことを規定したものを、申請の手続をきちんと議会の例規、規則、要綱等によってきちっと整備をして、それをかつ広く市民に周知しておかないといけないと思います。

すなわち、議会はこうこうこういう理由でこういう手続を定めました。それは市民に対してこういう利益がありますとか、そのかわりこういう手続が必要になりますということをきちっと明確にして、それを住民に説明していく責任が皆様方、議員個人、議決機関、議事機関としての議会としての責務だというふうに考えられます。

以上、4点がこの議会における請願者の説明機会についてというところにおける論点というふうに整理させていただきました。

○会長（前田 稔君） ありがとうございます。

以上で請願者の説明機会についての説明がありましたので、このことについて何かご確認したいことがあれば、順次発言をどうぞ。

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○会長（前田 稔君） また、後で気がついたらまとめてでも。

それでは、2つ目の公聴会制度及び参考人制度について説明をよろしくお願いいたします。

○（株）ぎょうせい（安井順之君） それでは、資料2、公聴会制度及び参考人制度というものについてご説明をさせていただきます。

公聴会制度の基本的事項というところで、今回ご説明の中、公聴会と参考人2つまとめてになるんですが、まず公聴会についてと。

1つ目のブロックに書きましたけれども、公聴会というものは、広く利害関係者または学識経験者等の意見を聞き、その参考にするために設けられた制度ですと。

先ほど言ったように、国会が一般的関心及び目的を有する重要な案件として国会の両院規則で議案審査のために開くことができるというふうに定めています。地方議会のほうがより広範囲のものを取り上げることができるというのが通常の解釈でございます。

どういったものに対してできるのか、どういうふうにやるのかという部分については、その真ん中までにずらずらと書いてあるので、ここはまたちょっとご一読いただけたらと思いますが、一番下のほうに、公述人の意見開陳について記述をさせていただいております。

公述人の意見というのは、基本的に付託事件の範囲に限られるものであって、発言は全て委員長の許可によって行うものですと。質疑があれば、公述人は答弁の義務を負うこととなります。ただ、公述人から委員に対して質疑をするということは許されませんというふうに、いろいろ規定があるんですけども、いろいろ我々も調べていく中で見えてきたのが、実際のところ、公聴会というものが全

国の市議会において、いわゆる地方議会においてほぼ開かれていないというのが実態です。

途中の文章中にも出てくるんですが、平成24年には開催事例がないというふうにあるんですが、その前、例えば平成23年ですと全国で8件、もしくは団体の数でいくと4市で8件、これぐらいしかありません。あと、議員定数の関係で開いたとか、委員会で開かれたのが1件、議運で1件、それぐらいですね、手元でちょっと上がってきている資料で。

先ほどの4市8件のうちの1市4件については、議員定数の調査をするに当たって、いわゆる地域懇談会という形で公聴会を開いているということになっていますので、実質3市4件という事例になっております。

一方、参考人制度というのは、資料を1枚めくっていただいて2番のところになります、地方議会における委員会がその調査または審査のために必要と認めたときに出頭を求めて、これに応じて委員会に出頭して意見を述べる制度ということになります。

参考人制度については、出席を求めるには必ず議長さんを経由しなければなりませんし、この手の参考人制度については、各手続等が各議会においても明確になっているものが多いです。

その関連例規にも書きましたけれども、亀山さんでも市議会の会議規則において当該規定というものが存在しております。

先ほどの公聴会と違って、参考人は出頭を求められた者が出頭しなかったり、あるいは意見を述べなかったりということがあっても罰則はありません。

この公聴会制度、参考人制度において、では何を議論していかなきゃいけないかというところが3番、4番のほうで整理をさせていただいております。

3番の部分では、現状、先ほど申し上げた公聴会、実質、国のほうでは各地方議会でどんどん活用してくださいよと言うんですけれども、なかなか各市議会において、いわゆるハードルが高いという先入観のところもあると思うんですが、公聴会というのは開かれていないというのが実態でございます。

では、じゃあどれをどう検討するかといったときに、検討事項の4番のところに書きましたけれども、制度をどう活用するかというところで、専門家の意見を聴取するということは、これも基本条例の中にも書かれてはいるんですけれども、「公聴会及び参考人制度を活用し」とあるんですが、じゃあ、いわゆる専門家の意見を聞きましたよという事例実績としてこういう制度を使っているということでは余り実施意義がありませんので、進んで積極的に開くということが望ましいというのが一般論的な見解になります。あくまでも一般論的です。これは国のほう、あるいは全国議長会なんかも含めて、積極的に活用するのが望ましいと。

ただ、制度を活用して市民の負託に応えるべくそういう判断を行うと。要するに、いろんな声を聞いて判断をするという実運用と、その内容を住民に実際に戻していく、説明していく仕組みというものがなかなかかみ合っていないというのがあって、現状制度はそういった説明責任を果たしていくための一手段というふうに捉えられており、なかなかそれを具体的に活用するところまで至っていないと。じゃあ、亀山市議会としてはこれをどう活用していきたいのかという、その目的の部分の議論をまずしていかないといけないと。

それから2つ目に、制度を活用するための工夫をしていかないといけないと。

具体的に、先ほど言ったように、皆さんの中でもあると思うんですが、なかなか公聴会を開くどう

いう事案、先ほど国であれば重要な案件というのは、じゃあ何をもって重要とするのか。当然、予算・決算、そういったものも地方議会でいけば重要になってくるんですけども、そういったものを指すのか、何か特定の事案があつて、議会内、あるいは市民の中でも明らかに意見が割れていると思われるのかというようなものをどういうふうに線を引きなのか、こうだろうとか、このような気がするでは当然やはり明確な基準になりませんので、どういった基準でこういった制度を活用することにしていくのかといったような開催基準、ガイドラインのようなものが必要になってくると思われませんが、これはどこの市議会さんの資料を見ても、なかなか実はオープンにしていだけないところもあるんですけども、明確にこういうふうになったら公聴会を開催しますというようなルールを持っていらっしゃるところは実はほとんどありません。

ですから、先進地、さいたま市とか所沢市あたりは、何年かに1回公聴会を開いているような実績がありますし、先ほど言った平成23年ですと、東京の小金井市なんかも開いていらっしゃるんですが、そういったところが、じゃあどういった基準で開くことになったのかといったようなものも検討対象としながら、では亀山市議会としてはどういう場合は公聴会を開いていくのか、どういう場合は参考人、要するに参考人の域を超える場合をどういうふうにしていくのかといったところをきちんと議論していかないといけないと思います。

そして最後に、参考人制度もそうだし公聴会制度もそうですが、重要なのは何の案件について、何を目的として公聴会を開催、あるいは参考人招致を実施して、その結果、亀山市議会は何を得て、どういう情報、どういう材料を得て、そしてどういう判断に生かされたのかと。そしてその成果というのが今後の亀山市政においてどういう効果を生み出していくのかという、そういうことが予想されるのかといったようなことを開催主体である議会として、委員会としてきちっと市民の方にフィードバック、説明責任を果たしていくこと、それこそが重要であつて、開いたという実績づくりが重要ではないということです。

このあたりが検討課題というふうに整理することができるかと思います。

○会長（前田 稔君） 公聴会制度及び参考人制度についての説明が終わりましたけれども、何かご確認したいことがありましたら。

櫻井議員。

○議員（櫻井清蔵君） ご苦労さんでございます。

仮にその一つの事案で、例えば、建築関係でよく亀山市はプロポーザル方式というので提案して、設計担当者が仕様書等を出して、それを10人ぐらいの選考委員で設計業者を決めておるんですけども、その設計段階で、私だけかわからんけれども、これはちょっとおかしいやないかと、もう少し工夫が必要やないかというときに、そのプロポーザルに参加させて選定された業者がどのようなことに基づいてこの図面を書いたのかというようなときに、参考人として委員会に招集は可能なのかどうか、そこら辺はどうですか。

○（株）ぎょうせい（安井順之君） ちょっと個別の事例の回答になるかわかりませんが、一般論のところと、あと私個人の認識も含めて回答させていただきたいと思います。

一般的に、ちょっと亀山市さんがそのやり方をしているかわかりませんが、プロポーザルなんかを行う場合というのは、当然それを実施するための、さっき言った手続を明確にしたもの、時にはそれが実施要領だったり、実施要綱だったり、中にはプロポーザル実施規則なんていうものを自治体さん

できちんと定めて持っていらっしやる場所があったりします。そうすると、その手続に基づいて行われましたよということに対する、いわゆる執行部側の作業権限に基づくものに対して議会がどこまで意見を聞くことができるかというところの線引きのかなというふうに、今のご質問を伺っていました。

選定結果に対してということではなくて、恐らくその設計における工夫だとか、要するにその考え方、コンセプトなんかの部分を変えて聞くことができるかということに対して、当然執行機関が持つ実務における、当然それを監視評価するというのも議会の一つの役割ではありますから、それを遂行させることに対して、要するにノーだとか、だめだとかという話じゃなくて、進めていることに対する意見を聞く、要するに執行機関が進めている事務を監視評価する一環として、そのものに対して考え方を聞きたいという解釈とすれば可能ではないかなというふうに思っておりますが、出てきたものに対して、今の東京でいろいろ話題になっておりますけれども、出てきたもので、それはああこうだ、丸だバツだという、あくまでもその意思決定機関ではないという捉え方からすると、何の目的にやったかだということだと思えます。

ですから、きっかけがちょっと難しいかなという気がしますけど、何かおかしいんじゃないかということの表現の中に、多分いろんな要素を含んでいらっしやるんだとは思いますが、ただ、スタートがそこであったとしても、じゃあ、実際にどういうコンセプトでつくって、結果、パースがどうなっているかというところを含めて、どういう考え方でやったのかを1回きちんと、もちろん文章なんかで普通大体明示されるとは思いますが、直接設計者なり事業者、施工者のほうからきちんと説明してほしいという場を設けるという意味での参考人招致ということであれば、いわゆる監視評価機能の一環としては問題ないかなと思っておりますが、それに対して何らかの道筋をつけるための参考人という意味ではちょっと目的が違ってくるのではないかと思います。

それで、我々が重要視しているのは、そういったところを、先ほど申し上げたように、何のためにどういうプロセスがあって、どういう経緯があって、何のためにじゃあそれを今実施するのか、実施した結果、こういうことがわかったんですと、だからこうなんですというものをきちんと議会としても市民に対してオープンにしておかないといけないと。

何かちょっとどうもクエスチョンが多いなあ、ちょっと一回あいつを呼んで聞いてやろうかという話で終わってしまうようでは、やはり議会としての説明責任が果たされませんので、きちんとその呼ぶに至った経緯の部分も明確にしておかないといけない。そこがクリアに、明確に説明できる材料をきちんと整えられるのであれば、私は参考人招致として開いていっても問題ないと思っております。

○会長（前田 稔君） 櫻井議員。

○議員（櫻井清蔵君） その設計に当たって、小学校の建設ですけども、地元の住民によってワークショップなんかをやっておるんです。ワークショップに基づいてやったと。そのワークショップ自体が子供たち、それと教師、それから地域の住民、そこら辺のバランスが、僕だけかわかんけれども、どうも地域住民の声が多くて、教師、それから生徒らの気持ちはその設計に入っていないというふうに感じるんですわ。

それで、教育委員会のほうに、当然プロポーザルを出すにはその設計に対するそれなりの仕様書を提示せえというようなことを言うたんですけども、教育委員会はその仕様書をいまだに出そうとせんのですわ。

出していないのにそのような地域のワークショップで組んだやつやから、これは正当ですと。地域の声を吸い上げた施設であるというような認識を市長から、よく僕が質問した場合に返事があるもので。正直、設計業者は地域の声はちゃんと聞いていますよというようなことになるわけですね。

以前にも、中学校を建てるときも地域住民の説明会があったときに、プロポーザルでやって選考委員会で選定された。それで、けんけんがくがくと地域から物を言うたら、これはあくまでも、私のところがプロポーザルで選定されたんだから、そういうような意見を言われたら、根底からこの設計を見直さんならんと、何言うてまんのやというようなことで、設計業者が居直ったことがあるんですよ。それも困ったもので、かなり意見を言わせてもらいましたけど、委員会で。それで、かなり当初の図面より変えてもらいましたけど。

そんなときは、それには該当せんのですかね。以前にはそういうようなことがありました。

○(株)ぎょうせい(安井順之君) 手短に回答させていただくと、恐らく業者さんの立ち位置がいかがうかは別として、多分その時点でも回答としては、恐らくそれ以上でもなくそれ以下でもなくという回答でそうだったんだろうと思うんですが、重要なことは、皆さん議会さんもそうなんですが、市役所のいわゆる地方公共団体を含めて公の施設というところは、法と例規に基づいて皆さんお仕事をされています。よく僕らは職員の方に例規の説明をするときなんかには申し上げるんですけども、法と例規に基づいて仕事をしているんです。裏を返すと、法と例規に定めのないことは、仕事はしちゃいけないんですという言い方をよくします。

ただ、そう言っても運用の中で柔軟に対応をしていただくんですけども、要はそのちょっと個々の事案の話を突き詰めてしまうと長くなってしまいますのであれですけど、例えばその事案がどういう実施要領、プロポーザルの実施規定だとかに基づいて云々というのは、それは執行部がその事務遂行のためにきちんと定めていくことなので、そのよしあしを議会で論じるということよりは、その手続がどうだったかということに対して、後のもちろん監視評価ということに対する議論というのはこの中でも必要だとは思いますが、それを例えば覆すためにどうのこうのとか、あるいは、もちろんそういうことではないとは思いますが、何かその方向性を軌道修正するために参考人招致をどうのこうのということでは、ちょっと趣旨、目的としてどうなのかなという気はします。

ただ、それをやったプロセスがオープンでないと。要するに明確でないと。さっき言った、その仕様書も出てきていない。そういうプロポーザルが実際に存在するのかわかりませんが、そういったものをきちんと明確にするために、じゃあそのときの選定委員さんにちょっと参考人として来てもらって、実際に仕様書があるのかなのかと。要するに執行部に聞くとないと言うかもしれない、実際に選定委員も知らないのかどうかということの一つ一つ確認して、そういった事例はよくないんじゃないか、次からどう直していくのかという、建設的な議論をしていくための参考人招致という形であれば、住民に対して十分説明がつくと思いますけれども、要するに、あれがいいんだ悪いんだという議論の中ではなかなかちょっと説明材料としては弱いのではないのかなという気がします。

先ほど言ったように、要するにこういう事案だから参考人招致をしてもいいんだ、しちゃいけないんだというものをみずからの意思で決めるのは皆さん方なんです、実は。議会の意思として。だから、手続はこうしなきゃいけないですよというのは議会会議規則にきちんと定められてはいるんですけども、先ほど言ったように、公聴会にしてもそうですけれども、こういう場合については開く

んだ、こういうものについてぜひ開くんだというところの基準づくりをいかにより明確にしていって、かつそれをいかに市民にオープンにしてくかが、そこに恣意的な感情が当然入ってはいけませんし、市民にご理解いただける基準づくりをこれから皆さんの中できちっとつくっていただいて、今は多分、どこの議会さんもそうなんですけど、いろんな事例の中でこういう場合はやっぱり開いているよねとか、こういったものはやっぱり議会参考人として聞いたほうがいいよね、そうだよねということではなくて、こういうときには、こういう議論が起きたときには、あるいはこういう係争が起きたときには、あるいはこういう問題提起が市民の中に上がってきたときには、参考人を開いてきちんと専門家の意見を聞こうと。そして、議会として判断しようというような基準づくりを皆さんの中でこれからきちっとつくっていくことが重要だと思います。

○会長（前田 稔君） ほかによろしいですか。

（発言する者なし）

○会長（前田 稔君） それでは次、長期欠席者への対応について説明をお願いいたします。

○（株）ぎょうせい（安井順之君） それでは、資料3、長期欠席者への対応（議員報酬の考え方）についてという資料を参照願います。

これは、昨年のテーマの一つとして、長期欠席者の対応について考えていきたいということで委託を受けて調査、それから論点整理をさせていただいた問題ではありますが、これをつくるころの間際といえますか、実は昨今、標準市議会会議規則のほうが改正をされて、ここの中の論点として非常に重複してくる話になるんですが、単純に長期欠席というだけではなくて、こちらにも当然いらっしゃいますけれども、地方議会議員の産休、育休というものについてもそれぞれの議会においてきちんと意思決定を行って、しかるべく対処をしていきたいと思いますというような考え方になってきております。それを踏まえて聴講いただけたらと思います。

基本的な事項というものは、まず参照いただければいいです。

地方議会議員の身分の得喪ということで、基本的には身分の喪失をする理由はこういうことがありますよという、これは皆さんよくご存じのことだとは思いますが。

よく言われる欠席議員とは何かといったときに、一応正規の手続を経て開かれた議会、いわゆる招集があってというふうに正規の手続を経て開かれた議会の本会議または委員会に出席しない議員のことをいうというのが規定の解釈ということになっております。

もちろん正当な理由がなく議会の招集に応じない場合だとか、会議に欠席した場合においては、議長が招状を發して、それでも出席しないというときには、議長發議で懲罰を課することができるというのが地方自治法の137条に規定されておりますが、地方自治法の137条における会議の欠席というものの中に委員会の欠席を含めるかどうかという解釈については、実はさまざまな議論があるんですが、そこに書かれているのは一般論として、基本的には137条で会議と明示されているので、本会議の欠席を指しているというふうに考えられます。

したがって、委員会を正当な理由なく欠席している者にいわゆる懲罰を課することは基本的にはできないというのが法律上の解釈になります。

じゃあ、正当な理由とは何かということで、議員の方が病気だったり災害だったり、交通途絶、公務出張、家事都合、その他議会に出席する意思はあるんだけど出席できない合理的な理由がある場合ということですか。

一応実例として3点挙げさせていただきました。

実際にある事例です。選挙違反の追及を受けているある議員さんが議会本会議を無断欠席しました。議長が招状招致したんですが、家族からも本人が行方不明であるという届け出を議長宛てに出して、議長はそれを受け取ったと。これは、ゆえなく出席しないと、要するに正当な理由なく出席しないというふうに解されると、いわゆる欠席議員だというふうに定義できるものになります。

それから、公務外ですね、いわゆる私用等において海外出張へ、日常のもともとの業務の関係等で海外出張した際に刑事事件の当該容疑者として拘留され、議会本会議を欠席せざるを得なくなったと。これは、恐らく皆さんよくご存じの一番直近の事例ですね。隣の県のほうで起きていることではあります、居どころもはっきりしていて、弁護士等を通して本人に出席の意思はあるんだけど、身体的拘束をされているということから出席できない合理的な相当理由というふうに理解されております。

それから3番目は、判例から持ってきた資料になりますが、女性議員が子女の病気看護のために本会議を欠席された。招状を受けたんだけど、ちょっとその症状が重くてどうしてもついていなきやいかんということで、ついていたいということで出席しなかったということで、これは地裁判例ではあるんですが、正当な事由がなしとはしないというふうな判例が出ております。

じゃあ、欠席議員の認定というのは誰がするのかというと、第1次的には議長が行うんですが、最終的には議会において、要するに総意のもとで認定されるものというふうになります。

ここで論じられるのが、ちょっとオブラートに包んで言ってもあれなんで率直に申し上げますが、今まさに隣の愛知県稲沢市さんが議論されている点もそうなんですけれども、じゃあ議員報酬の減額をどうするかというところが皆さん一番議論されるところになります。

議員報酬というのは、基本的には各地方公共団体が条例で自主的に定めるものというものになりますので、減額規定を設けるかどうかということもあくまでも自主的な議論、判断に委ねられております。

長期欠席者に対する議員報酬の明文規定を置いているところというのは実は非常に少なく、ここからちょっと市議会議長会の調査部の情報なんですけれども、おととしの年末の時点で減額規定を設けている団体、市役所は全国の中で6.2%、50市にとどまっております。

ただ、今後想定される事案であるということで、少しずつですが、亀山市さん同様に議論されている市議会がふえているという状況です。

欠席議員に対して報酬を減額する旨を条例に規定すること自体、法律上差し支えありません。

そのあとは懲罰議員のことなんで飛ばします。

実際に減額規定を設けている事例を3団体ほど挙げています。札幌市、岩沼市、西脇市ですね。

見ていただくと、基準づくりをそれぞれ皆さん議論の中で行って、ある定例会を前日欠席して、その定例会の招集日から起算して1年間とか、あるいは単純に手続、連絡がとれなくなった日数が180日なのかとか、91日以上なのかとかといったものをそれぞれの尺、基準で設定されて、それに対して議員報酬月額何%を減額しますよとかといったような規定を設けている事例です。

それから、当然その中でも減額規定であるんだけど、さらに例外規定があったりだとか、あるいは刑事事件の被告、あるいは逮捕、拘留されて、例えば有罪が確定した場合には、即支給停止になりますよだとかいったような規定を設けているところもあります。

おおむね見られるのは、こういったものを議論して、じゃあこういうふうでいきたいと思いますとなったときに、どこからそれを適用させるかといったときには、議員になる段階においてそういった、いわゆる何といいますか、立候補する段階においてそういう規定が当然なかったので自分は立候補したんだという、それはないと思うんですが、そういう解釈もされることから、一般的には適用されるのは改選後、皆さんでいくと次の改選の議員さんから適用しますよというような手続にされるところが一般的には多いです。

ここから議員報酬の考え方という部分に踏み込んでいきますが、議員報酬、議員活動というものに対する議論を改めて皆さんの中でも掘り起こして、かつ深めていただきたいと思っております。

議員報酬とは何かと、議会議員の職務遂行に対する反対給付であると。これは実は1枚目のところにも書いたんですが、議員報酬というのは、基本的に職務遂行に対する反対給付をいうというふうに定められております。

いわゆる議会活動だったり、議案審査、あるいは地域での議員活動に対する報酬であり、身分報酬ではないと、反対給付なんです。ですから、報酬額を議論するという皆さん自身がまずこの点をきちんと認識しておかないといけません。

じゃあ、そもそも議員活動とは何ですかといったときに、亀山市の場合、基本条例の第5条の中で、議員の役割、責務というところで4つの項において定められております。市民の負託に応えなければならないと。みずからの資質向上に努めなきゃならないと。市民全体の代表として福利向上を目指して活動しなければならないと。そして4番目に、議会活動について市民に対して説明する責任を有するんですよ。1項に規定されたいわゆる市民の負託に応えていかなければならないということが基本的な議員活動であると捉えれば、これを実践できなければ議員活動がなされていないんですよというふうに定義していると。

じゃあ、長期にわたる欠席、あるいは欠席の事由というのが、この議員活動がなされているかどうか、そのプロセスが明確であるかどうかというところを欠席認定という中で議論をしていかなければいけないだろうと。

じゃあ最後のページになりますが、長期欠席はどういうふうに認定していくのかと。

これは、先ほど出した札幌市だとか、岩沼市、西脇市、あと千葉の流山市なんかもそうですけれども、そういったところというのは比較的何らかの事案があって、よくあるのは実は失踪者が出たとか、あるいは実は本人がずうっと何かもう鬱になっていて連絡がとれなくて、後に例えばちょっと残念な形で見つかったとか、いろんな事例があった中で議論されているところが実は圧倒的に多くて、そういうことが今後ないように、次のときから、次の議員からはこれを適用させようなんていうふうにつくっていらっしゃるパターンが非常に多いです。今の稲沢市さんなんかもそうです。現状の議員さんは、現状のルールとしてはもう適用せざるを得ないので、それがいいかどうかは別として、次の議員さんから同様のことが起きてもちょうと対処できるようにしましょうというルールづくりは皆さんしていらっしゃる。

ただ、ここの議論の中に、実は冒頭申し上げた、この春改正された会議規則であるような、いわゆる地方議会の女性議員における、例えば産休、育休というものに対する考え方というものは実は入っておりません、現実として。ですから、僕はたまたまちょっと北海道のうちの支社に知り合いがいるんで、札幌市なんかもちょうと確認したところ、やはりまさにそういう議論をこの春から始めて、ど

ういう基準を設けたらいいのかというところを議論されているところだそうです。

この辺が一番最後のページに書いた長期欠席の認定という中で、先ほど言った、例えば明確な拘留事案、逮捕事案で明らかに、例えばもう有罪を本人も認めていて有罪確定するとかというような段階であれば、もうその段階で報酬停止だとか、もう長期欠席云々ではなくて、もう明らかにそこでストップなんだと。それが市民に対するきちんと正当な姿勢なんだというふうに捉えられるところもあれば、推定無罪の原則からいくと、基本的に何らかが確定するまではだめですよとか、あるいはもっと言うと、裁判がどうこうではなくて、そもそも先ほど言った、議会活動ができていないか、できていないかという基準で捉えたときに、明らかに今の現状では議会活動をしている、議員活動をしているとは言えないというふうに捉えられるので、ここの日数から、あるいはここのラインからはもう減額します、あるいは停止しますというような基準を皆さんでつくっていかないといけない。

この辺の議論は明確なものならばいいんですけども、じゃあ産休、育休となったときに、女性の議員の方もいらっしゃるんですけども、これはもう人間の尊厳にかかわるものなんで、それをNGとすること自体が、それはもうとても受け入れられるものではない。それはもう自然の摂理になるものなんで、それは大いに歓迎されるべきことではあるんですが、一方で市民の負託を受けて、選挙でもって選ばれて活動して報酬を得て、反対給付であります、活動をして報酬を得るというものに対して、その議会活動が果たしてその育休の中でどれだけ実施できるのかと。いわゆるどの会社でも、どの組織、亀山市役所さんあたりもそうだと思うんですけども、直前の産休部分という部分は非常に大切な時期だとは思いますが、そこは尊重されるべきだとは思いますが、例えば育休部分に、一般市役所の職員でいうところの育休に相当する出産後の時期に対して、どこまでどういう活動ができるのか、どこまでは標準的に、もう活動とか関係なく、ここはもう、例えばよく言われる3カ月間は産後鬱の問題なんかもあつたりしますから、絶対にここは尊重されないといけないんで、例えば産前産後のこれだけの期間はもう給付とか関係なく減額とか関係なく、それは尊重されるべき期間。ただ、ここからは、例えば直接出てくるのか、あるいは出てこないにしても何らかの議員活動ができるのかどうかとかというような議論をしていらっしゃることも実際に全国でありますので、何をもって議会活動、議員活動とするのかといったところの議論を、特にこの女性議員の類い、もっと言うとこれは女性議員だけじゃなくて男性議員であっても、三重県は県知事が先陣をとって育休をとっていらっしゃるから、そういったところを含めて、そういうものを、皆さんの場合は正職、いわゆる正規職ではないので、休暇というのとはまた違うかもしれませんが、そういう作業をしながらでもこういう活動ができる部分があるかないかとかいろいろ議論、基準づくりというのが必要だと思っておりますので、ここは非常に慎重かつ、でも特に僕の個人的な希望からすると、こういう議論をされているのであれば、積極的に活用を検討いただいて、亀山市はこういう基準でこういうことであれば、直接ここに来られなくても、それは議会活動として認めてきちんと減額規定ではなくて、いわゆる活動に対する反対給付として認めているんですよというような姿勢が打ち出されると、市民に対しての議会の活動PRにもなるんじゃないのかなというふうには思っております。

ただ、その辺はなかなか僕らとしてはこれがいいです、これが悪いですとは非常に申し上げられないんですけども、そういった議論を深めていただくということは実に重要なことではないのかなということなので、先ほど言った、物理的にどうのこうのという議論とはちょっと分けて、女性議員の育休等に対する活動定義という部分は議論いただいたほうがいいのではないかなというふうには思っ

ております。

○会長（前田 稔君） 今の説明につきまして何かご質問ございましたら。
よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○会長（前田 稔君） それでは、4つ目の議会提出議案への市長等の意見表明についてということでご説明をお願いします。

○（株）ぎょうせい（安井順之君） それから4番目、議会提出議案への市長等の意見表明についての考え方という資料をご参照ください。

これについては、ちょっと論点整理をするのが実は正直大変難しいといえますか、事例的にもなかなかというものがありましたので、じゃあちょっとそもそも議会提出議案の状況をまず調べてみようというところからスタートしています。

議案の定義という部分はちょっと置いておいて、実際に議員提出議案というのはどれぐらいあるのかということで数字なんかをまとめています。これは委員会提案のものは含んでいません。委員会提案を含めると1万件を超えます。冒頭の資料では9,000件となっていますけれども、委員会提案を含めると1万1,000件を超えるぐらいになります。

実際に政策的条例案ということ、一部改正案のもの等もありますけれども、政策的議案、それから非政策的議案、新規のもの、それから改正例規、それから廃止例規、廃止条例案というもので大きく大別することができるかと思えます。中には条例案だけじゃなくて、当然規則案なんかを議員提出で上げていらっしゃるというところもあります。その他、意見書、決議等々、もろもろ含めて9,078件、平成24年ということになっております。

2ページ目のところに政策的条例案の抜粋ということで、原案可決、否決、それぞれ状況は違うにせよ、いろいろこんなものが上がっていますというところで、議長会のほうからいただいた資料をちょっとそのまま提示させていただいております。

ここまではまず現状です。議員提出議案の現状ということになります。

新規の条例案に関しては、いわゆる福祉だとか産業に係る助成に関する条例、いわゆる施策をうたうものと、それから理念をうたうものというものが大別できます。

理念、例えば上の表でいくと、僕らがよく理念条例で使うのは表の下から5番目にある、京都市の清酒の普及の促進に関する条例という、これも議員提出議案なんですけれども、これは日本の条例のややこしいところ、漢字で書くところ書いてあるんですけれども、いわゆる乾杯条例というやつです。地元のお酒で乾杯しましょう。これは、条文はたった4条しかないんですよ。目的があって、それから京都市の役割、それから市民、事業者の役割、みんなでこういうのをどんどんやってみようということを書いているだけ。ただ、これは非常にこういうものを掲げて、みんなで地のものを大事にしていましょうというのを発信していくということは実は重要で、これがきっかけで全国でそれぞれのご当地の飲み物で乾杯しましょうなんていう、いわゆる乾杯条例と言われる、これがお酒じゃなくても、弘前だったか、何かリンゴジュースでどうのこうのだから、そういったものなんかも含めて、こういうのがきっかけでどんどん広がっていったという事例です。

こういった理念条例というものは掲げておいて、何とか都市宣言と一緒に、皆さんでお互いにこういうのをどんどん盛り上げていましょうよというものなので、掲げること、要するに議会です

て、あるいは議員提出して議会で議決してみんなで掲げましたよということが大事になるんですが、いわゆる施策に絡むもの、先ほど言った助成金の関係だとか、上の表でいくと、例えば青森の中小企業振興基本条例だとか、それから岡谷市のリサイクル基金だとか、否決されていますけど、足立区の生業資金貸付条例だとか、こういったものというのは実は施策に伴うものになってきています。

ここは何が必要かという、いわゆる施策を伴うということは、当然そこに対するその事業を進めていくための予算を伴うものが必然的にリンクしてきます。これを議会提出、委員会提出、議員提出という形になってきたときに、もともとこのテーマを研究するに当たって、趣旨はどういうことですかなんていうのを事務局さんと確認して、そういうときに首長さんがどう考えているのかというものをどういうふうに意見表明をどこで、本会議なり、どういう形で首長さんの意見表明というのを捉えたいのかということとをちょっと整理したいというお話でした。

いろいろ調べていくと、当然いきなり議員提出が出てきて、市長さんがあつと驚いて、私はそんなの考えておらんとか、それはおかしいと思うとかというのをこの場で初めて見るということは、今の手続上、それから事例上、準備上、どこの団体さんに聞いても多分それはあり得ないプロセスであって、執行部から出てくる議案等を皆さんが事前に確認されるのと同様に、そういった手続を議案として出していくに当たって、当然、長のほうもそこを事前に確認するプロセスがあるはずであろうというのがどこの市議会さんの解釈でも同じように意見を伺います。

冒頭に3ページ目の上に書きましたけれども、団体意思、機関意思というのは、1枚目のところにも書いてありますけれども、いわゆる亀山市としての意思決定をする事案というのは団体意思と言われますので、市長と議員、または委員会の両方に提案権があります。市議会の意思決定というのは、当然市長に提案権はありませんから、議員または委員会のみ提案権があるというふうになります。

そうなったときに、実は団体意思の決定事件の大半は執行部局からの提案。何々条例の一部を改正する条例案とかというのも当然そうですけれども、そういったものも執行部局からの提案です。そうすると当然、執行部局のほうからきちんと提案の説明がなされて、皆さんで委員会付託をして議論をして、最終的に意思決定をしますという形になります。

ところが、議会提案の団体意思決定事案というのは、議会の総意として出されるものと、いわゆる特定の会派から出されるものというもの等々が考えられます。いずれにおいても、政策的な条例案において予算措置を伴うということがくつついてくる以上、議会がそれを出していくに当たっても、当然その裏づけ、準備を伴って出していくということからすると、その段階で何らかの市長の意向、首長の意向というのは事前協議等の中で、皆さんにも全員協議会とかいろんな各種委員会があるのと同様に、そういったプロセスがなされるであろうということからすると、議案が提出された後に、市長がそれに対して何らかの意見表明をするという事例というのは極めてまれと言えらると思います。よほど何らか大きな、例えば商業施設を建てる云々なんていうのは当然議案になる前の話だとは思いますが、何らかの相当な市を二分するような政策論争があったとして、市長が態度を保留してみえて、マスコミに対しても一切それは議会で発言するなんていったときぐらいのものではないかというふうに想定されます。

ですので、2番のブロックの下のほうにも書きましたけれども、基本的には議会提出議案に対して、市長が議案に対して意見表明をするというような手続になるということ自体、プロセス的にも考えづらいですし、恐らくそういう事例になるということは、そこまでのプロセスが好ましくないという事

例になっているというふうに考えられます。

じゃあ、それを踏まえて何をどういうふうに整理して、課題をまとめて検討していくのかといったときに、例えば議会の総意ではなくて、あるいは一部、あるいは特定の会派、あるいは特定の議員等に基づいて提案されたものというものに対する、ネグレクトの考えじゃないですけど、市長の、例えばちょっと負の部分を引き出してやろうだとかというような部分がうがった見方をすれば、うがった捉え方をすると、そういったものに対する市長の意見を引き出すというものなのか、そういったものが想定されるのかなというふうには捉えられますが、先ほど言ったように、それがいわゆる亀山市としての意思決定におけるプロセスなのか、そうではなくて、こちら側ではなくて、いわゆる市議会としての意思決定なのかというところの種別によっても、そのプロセスが必要かどうかというのは異なってくるのではないのかなというふうには思っております。少なくとも、皆様方、いわゆる機関意思、議会の意思決定において長の意見を求めるというのは基本的には必要ないであろうと。要するに議会がどういう結論を出すかということについて、これは市長、どう考えるというふうに、わかりやすく言うとそういうことになりますから、それをするというよりは、それは特に必要ないであろうと思います。

ただ、団体意思、亀山市の意思決定を行うに当たって、どうも市長の態度が明確でないとかいうことであるのであれば、それは引き出す理由として意見を表明してもらおうということが必要であろうと思いますが、先ほど申し上げたように、団体意思を決定する議案の大半はこちら側から出ています。ということは、市長の意を踏んで出ていくということになるので、その意を確認するという作業はそもそも発生しないであろうというふうに考えられております。

これをどうまとめようかなというふうに思ったんですけども、一番最後のページにも書きましたけれども、議会としての、いわゆるさっき言った、機関意思を決定するというのに当たって背景、根拠とするのは、長の意見、要するに首長ですね、市長の考え方がどうだから、じゃあ議会としてどう判断しようということではなくて、背景、根拠とすべきなのは市民の意思であって、市民の意思を負託された議員ですから、それで構成されている議会ですから、機関意思を決定するに当たっては、いわゆる意思決定を行うということについては、議員の背景にあるのは基本的には民であると、市民であるところをまず原点として立ち返っていただければと思います。

だからといって、市長が意見表明を行って、要するに議会提案のものに対して、俺はこう、いいとは思わんとかと、よく名古屋弁の市長がいろんなわあわあよくテレビの前でしゃべられていますけれども、あれがいけないということではないんですね。あれも一つ意思表示、もっと言うと、あの人はそういったマスコミなんかを上手に利用するところがあったりするので、どういうふうに自分の意思を、あの人は議会に対して実は訴えているのではなくて、僕はこう考えているんだというのを、あの人も背景にあるのは市民ですから、首長も。同じ二元代表制ですから、ともに市民から選ばれた市長、市民から選ばれた議員という形になるので、それぞれが市民に向かってどういうメッセージを発声するかということになります。

それが二元代表制という位置づけになりますし、ここにも書きましたけど、二元代表制の一翼を担う市長としては何らかの形であって、結果的にその意思が議会にとってよく、亀山市はそうないかもしれないかもしれませんが、周りにどうも対立構造が、あるいはなかなか意見がまとまらずに否決されてしまったと。でも市長には一応再議という権限が与えられていますから、そこでまた折り合いがつかない、要

するに納得がいかないんだということであれば、それぞれが市民に向かってメッセージを発信して、議論を深めていただいて、最終的に、ただ皆さんの機関意思を決定していただくというプロセスが今のこの議会のルールというものになりますので。

一応まとめとして、一番下に書かせていただいた、それぞれの立場で当該議案に対して意見表示、意思表示をするというのが実は適当なんではないかと。

これは先ほど言ったように、議会が市長に対して、市長が議会に対してということではなくて、お互い有権者、事業者を含め市民に対してそれぞれ説明責任を負っているんだというふうに考えていただくのがいいのかなと。

ですから、テーマ、冒頭に戻りますが、議会提出議案の市長の意見表明がいいか悪いかというと、いいか悪いかではなく、誰に対して何をきちんと発信しているかということが、そこがきちんと市民に伝わることのほうが重要だというふうに。

ちょっとなかなかまとめがまとめ切っていない、要はようわからんという結論に思われるかもしれませんが、これに対してはなかなか事例がまずかなり限られたケースであるということと、それであったとしても、それぞれが発信先をきちんと明確に認識していただければ、それぞれの意見表明というのは正当なものというふうに市民のほうからは解されるべきだと解釈されるというふうに考えております。以上です。

○会長（前田 稔君） ありがとうございます。以上で説明は終わりました。

それでは、このことについて何かご確認したいことがありましたらどうぞ。

櫻井議員。

○議員（櫻井清蔵君） ある事案、関ロッジの事案なんてご存じやと思うんだけど、議員提案で、指定管理者が撤退したと、関ロッジのね。関ロッジって国民宿舎があるんですけど、関にね。指定管理者制度を設けて2年たって、その後撤退したと。その撤退した理由を議会に報告せよという形で、議会で議員提案で決議したんですよ。それをいまだに、決議しておるのに、ことしの3月か、いまだにその回答が返ってこんのはどうしたらええのかな、これは。罰則もできんし。

議会で全会一致で議決した案件が、議員提案でな。そのとき議会はどうしたらええですか。それを半年以上無視し続けて、報告もせんときには。

なめられておると違うか、議会が。

○（株）ぎょうせい（安井順之君） 回答がない。その姿勢の問題、モラルの問題云々というのは、僕らがちょっと論じるべきではないのかなと思うんですが、その決議に対してどこまで責を負うか、もっと言うと、決議を受けたものに対して、例えば何日以内に回答しなきゃいけないというルールが現実の中ではあるわけではないというところからすると、現状、その態度がいいかどうかは別として、決議をしなきゃならんというわけではもちろんない。ただ、先ほど言ったように、どなたか、指定管理者の方なのか、あるいは市長なのか、あえて特定はしませんが、何らかの姿勢が見られないというところの状況を、皆さんは、じゃあどこに向かってその状況を発信しているのか。先ほど言った、一応満場一致、議会総意で回答せよという決議をされたということからすると、当然そこは議会が一枚岩になってその説明を求めているわけですよ、どう考えているのかというふうに求めている、もう決議をしたことに対して、何日間、何十日間、何カ月間、何年間、全くその態度が示されないんだという、

そういう姿勢なんですというところを皆さんが誰に向かって発信しているかだと思います、個人的に言えば。

それを、それはよしか悪しかという部分を結論を出されるのは基本的に有権者であって、そのために選挙というプロセスがあるわけで。ですから、例えば何らかの、例えばそれが市長であって、市長が何らかの姿勢を見せないんだということであるのであれば、市長選挙で、皆さんがどちらにつくか知りませんが、そういったところが一つの発信材料になるでしょうし、有権者はそういうところをもって、判断するかしないかも有権者の判断だと思いますけれども、少なくとも、要はやらないと言っている人にやれやれと言っても、うちの娘でもそうなんですけれども、言ったところで規制がかからないものをどうこうということではなくて、それがいいか悪いかではなくて、皆さんがこういう活動をしてきて、こういうことを求めて、こういうきちんとした合理的な手続きに基づいて、こういうプロセスを経て、こういうものを行っているにもかかわらず、もちろんその義務を負わないにしても、何ら誠意ある態度が見られない、回答が得られないとか、明確な答えが返ってこないから、これが理由がわからないからいいか悪いか論じることすらできないんだと、議論することすらできないんだということを皆さんがきちん和有権者に、議会でこういうことが起きているんだ、亀山市の市役所の中でこういうことが起きているんだということをきちん和有権者の方々に、皆さん自身が皆さん自身の言葉できちん和説明していくことが重要ではないかなと。

今回、実はきょうの説明に当たって、事務局のほうからも、ぎょうせいとしての意見をどんどん前面に押し出してくださいというような話もあったんですけど、我々の意見としては個々の制度がどうのこうのということではなくて、資料論点整理をすところではあるんですけど、皆さん側に求められていること、実はこれは市役所の職員の方もいらっしゃいますけれども同じで、何度も申し上げている、どういうプロセスで何を議論して、どういう、いわゆる本会議だけでなく委員会も含めて、どういったディスカッションがなされて、その結果、どういったことが論点としてまとまってきたのか、あるいはどういう課題が浮かび上がってきたのか、あるいはどういうところが問題だとわかったのか、あるいはどういう答えが導かれたのか、これで何とかいいほうにいくんだとか、うまくいかないんだとかという、そういったプロセスからアウトプット、アウトカムの部分も含めて、それをきっちり和票を投じてくださった市民、それからもちろん自分に入れてくださらなかった方も含めて、市民に対してきちん和説明して行って、それを最終的に評価いただいてご判断されるのは有権者の方々なんです。その中で4年に1度選挙がある。それで、皆さんはそこに向けてきちん和活動して説明責任を果たしていく。よく本当に最近、アカウントビリティーというのをよく市役所側の中で言われることが多いんですけど、行政のスタンスとしては、それは市役所だけではなくて、二元代表制の、いわゆる車輪の両輪である皆さん方も一緒であって、議会としての説明責任、議員としての説明責任というのを一つ一つきちん和果たしていくことが重要です。

だから、先ほど言ったように、その事案が個別にいいか悪いか僕が評価するわけにはいきませんが、きちん和そういう状況を皆さんが説明していくと、おかしいよねと思っていらっしゃる方は当然次にはここには、それが首長さんであれば票は行かないですよというふうに、きれいごとのようにうまくいかないのわかってはいるんですけど、そういうプロセスをきちん和積み上げていくことが重要なかなと。回答してくれない人をどうやって回答させられるかという部分については、ちよと僕としてはそれは回答できない部分ではありますけれども。

済みません、こんな回答になりますが。

○会長（前田 稔君） ほかよろしいですか。

福沢議員。

○議員（福沢美由紀君） 議案の議員提出議案と執行部の提出議案と、全体だと思わなければならない、そもそも論ですけれども、全体の中の何割ぐらいが議員提出議案に当たるんですか。

○（株）ぎょうせい（安井順之君） 全体でいくと、ちょっとごめんなさい、明確な数字が今手元にないんですが、大体市議会だと、僕らの持っている数字、何かの数字で80%から90%、ちょっと町村議会の資料と混在しているかもしれませんが、もうほぼ8割、9割はいわゆる執行部提案の議案になります。ただ、それをちょっとどこでくるかなんですよ。条例の改正案とかという話になってくると、これはもう9割は超えるんですね。もうほぼほぼ執行部提案になります。いわゆる議案というくくりの中に、先ほど言った、意見書とか云々というのをひっくるめると80%ちょっと、これがちょっと町村の数字だったか、市長会の数字だったか覚えていませんけれども、ぐらいになってくると思います、実際には。

○会長（前田 稔君） 福沢議員。

○議員（福沢美由紀君） このカルテでも議員提出議案の拡大というのがそもそもの目的で、こういう市長等の意見表明ということも考えておかななくてはということが出ていると思うんですけれども、全体的にどんどん議員提出議案というのがふえている状況なのかなというのがちょっと知りたかったのと。

○（株）ぎょうせい（安井順之君） それはふえていますね。

○議員（福沢美由紀君） そうですね。

それから、市長の意見表明というのがちょっと反問権の、反問といっても今のところ質問の確認みたいな感じでしか、今は私は体験していないなと思っているんですけれども、それを乗り越えて、その議案に対してどうこうという意見を言うということを行っている……。

○（株）ぎょうせい（安井順之君） それも含めてですね。もちろん反問権の規定をどういうふうにそれぞれの市議会が規定するかということにもよるんですけれども、福沢議員がおっしゃったように、議員提出議案がふえているのは事実です。条例改正案、それから条例案、特に新規の条例案なんかでは議員提出とか委員会提出の議案が非常にふえてきています。ただ、それだけじゃなくて、それぞれの市政の課題の中で運用手続を定める、あるいは法改正に伴うものというのは当然執行部からたくさん出てくると思うんですけれども、何とか条例の運用の中で、もっとここをこういうふうに解釈したほうが、よくあるのが減免規定なんかの解釈をもっと広げてあげたほうがいいんじゃないかとかというような部分が福祉系の委員会さんから出ることがあったりします。そういったときなんかは、当然事前協議はもちろんしていくことはあるかとは思いますが、そういう議論をしていくに当たって、議論あるいはその提案理由等々を説明していく中、あるいは市長にその考え方をただしていく中で、市長のほうから、あっ、そもそもスタートはそういうことだったんだよねということが、この中でたまにはっきりすることがあるような事例もあるそうです。そうすると、当然市長が、えっ、今回の議案ってこういうことじゃないんですかというような、おっしゃったように、確認のための反問ということは当然想定されると思うんですけれども、恐らくどんばちじゃないですけども、上がってきたものをそれは違うよねという議論をするというのは、恐らくここに来る前になされている

ことのほうが一般的には多いというのが、僕らの調査の中ではわかってきています。

ですから、いわゆる事前的に、これはどうも、どうやっても市長が考え、それから当然市長の意を受けている財政執行部局からすると、どうもすんなりうんとは言わなさそうだとということからすると、恐らくその事前協議の段階で、じゃあどういふふうにもっとお互いに建設的にしたらいいだろうという議論がなされて、最終的にそれを執行部提案にするのか、議会提案にするのかというような折り合いのところに落ちつくというような流れが多いようだというふうには聞いています。

○会長（前田 稔君） よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○会長（前田 稔君） それでは、安井様、どうもありがとうございました。いろいろと勉強になりました。本日はありがとうございました。

それでは、10分間休憩します。

午後2時12分 休憩

午後2時22分 再開

○会長（前田 稔君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本年度、行政情報番組のハイビジョン化にあわせ議場のカメラシステムの更新を、また常任委員会の様子をインターネット配信するため、委員会室のカメラシステムの新設とマイクシステムの更新を行っております。

委員会室ではレイアウトを変更するとともに、委員会の審査方法についてもインターネット配信を見据え、既に3月定例会から議案ごとの審査に改めております。

市長には、9月定例会から常任委員会のインターネット配信について、その意向を伝え、承諾をいただいております。

現在の進捗状況、放映の範囲等につきまして、事務局より説明いたさせます。

高野君。

○議会事務局員（高野利人君） それでは、まず現在の進捗状況についてでございますが、既に納品及び機器の設置を終えております。

議場も見ていただいておりますように、カメラ及びカメラ制御システム、あるいは発言残時間表示システムを取りかえておまして、モニターも前面のものは新規に導入いたしまして、前に使っていたモニターについては後ろへ移設して、それぞれ映像と残時間表示という形で割り振りをさせていただいております。

委員会室も既に同じように納品及び機器の設置を終えております。

また、職員の操作研修を行いまして、今現在、各委員会等で皆さんも見ていただいたと思っておりますけれども、試験的に使用する中で課題の洗い出しをいたしておまして、最終調整を行っておるという段階でございます。

次に、放映の範囲という部分についてなんですけれども、これにつきましては各委員会とも議案審査及び請願の審査までと決定していただきました。ですので、予算決算委員会の各分科会についても配信することとなります。

それに伴いまして、6月、12月については補正予算の全体審査をしておったわけなんですけれども、これについては今まで配信をしておりませんでした。しかし、これについても配信をする形になります。

それと、3月、9月につきましても、予算・決算審査については今までにもインターネット配信を行っていましたが、これからはそれに加えて、補正予算の全体審査まで配信を行うという形になりますので、ご了承願いたいと思います。

それと、ロビー配信、これもインターネット配信と同様の範囲で行うことになりますので、よろしく願いたいと思います。以上でございます。

○会長（前田 稔君） ただいまの説明で何か確認したいことがありましたら、よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○会長（前田 稔君） ないようですので、9月定例会から、先ほどの説明のとおり、インターネット配信を行うことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（前田 稔君） それでは、ご異議ないようですので、9月定例会から常任委員会のインターネット配信を開始いたします。

次に、議会の情報化についてでございますけれども、議員のタブレット端末の導入状況について、進捗状況を事務局より説明いたさせます。

新山さん。

○議会事務局員（新山さおり君） 現在の進捗としましては、マイクロソフト社の情報を待っておりましたが、ウインドウズ10の搭載されたタブレットの発売情報は得られなかったものですから、7月29日からでございますが、1年間であれば無料でウインドウズ8.1からウインドウズ10へ無償でバージョンアップが可能ということですので、一旦ウインドウズ8.1で導入し、ウインドウズ10へは順次バージョンアップしていくということで、7月21日に開催されました検討部会で確認されましたのでご報告いたします。以上でございます。

○会長（前田 稔君） ただいまの説明で何か確認したいことがありましたら、よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○会長（前田 稔君） それでは、先ほどの説明のとおり進めさせていただきます。

次に、公開内容の検討についてでございます。

現在、ホームページにおきまして政務活動費について、収支報告書と会計帳簿が公開されていますが、領収書は情報公開対応になっておりません。

検討部会におきまして、政務活動費の領収書についても公開とし、議会図書室での閲覧及びホームページで公開することについて確認がされました。

また、情報公開の関係でありますので、会派代表者会議においても確認していただいております。

そこで、政務活動費の領収書について、今公開している過去の分はこれまでどおりとし、平成27年度分から公開することといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

あわせて政務活動費の手引も公開したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（前田 稔君） それでは、ご異議ないようですので、政務活動費の領収書について、平成27年度分から公開することとし、政務活動費の手引につきましては、直ちにホームページで公開いた

しますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議会基本条例の改正に伴う逐条解説の改訂についてでございます。

資料8の逐条解説の改訂について、総合計画の議決事件については、基本構想は総合計画条例で、基本計画は議会基本条例ということで、6月定例会で条例の制定と一部改正が行われました。

それに伴い、議会基本条例の逐条解説を改訂いたしましたので、事務局より説明いたさせます。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） それでは、お手元の資料8をごらんいただきたいと思います。

赤の部分、下から12行目のあたりのかぎ括弧の部分ですけれども、平成27年亀山市条例第29号の一部改正についてというところで、6月定例会で決まったことを解説しております。

平成23年の地方自治法の一部改正による基本構想の策定義務の撤廃を受け、市では総合計画を策定することとし、平成27年6月に総合計画条例を制定し、基本構想の策定等について議会の議決を経ることを定めた。

このことにより、本条において、基本計画の策定等を議会の議決事件とし、基本計画の引用法令を総合計画条例に改めた。

これがこの間の改正の部分の逐条解説という形になります。

それから、その下のなおからの部分でございますが、これは6月定例会でも総合計画条例に対する質疑の中で、基本構想の議決について軽微な変更は除くとなっておりますが、どこまでが軽微な変更なのかという質疑もありました。

これについて答弁はございましたけれども、どこにもそれを明文化したものが執行部のほうにはございません。

そこで、議会基本条例でも今回基本計画の軽微な変更は除くとしておりますので、議会基本条例ではこの逐条解説の中で、なお以下から軽微な変更の定義をここで明文化しておこうというものでございます。

内容といたしましては、なお、基本計画の軽微な変更は、議決事件から除くこととし、「軽微な変更」の考え方については以下のとおりとする。

(1) 計画において使用している個別の政策や事業の名称や統計データの更新など、計画の基本的な方向性に影響を与えない部分のみを変更する場合。

(2) 計画において使用している法令の改正に伴う条項ずれなど、法律や条例の制定改廃により、政策的な判断を伴わずに自動的に書きかえが必要となる部分のみを変更する場合。

この2つを軽微な変更の定義として位置づけをさせていただいておりますので、ご確認いただきたいと思っております。以上でございます。

○会長（前田 稔君） ただいまの説明について、何かご確認したいことがありましたら。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○会長（前田 稔君） それではないので、資料のとおり議会基本条例の逐条解説を改訂することにいたします。

次に、かめやま市議会だよりのリニューアルについてでございますけれども、議会だよりをより親しみやすく、わかりやすいものにするために、広聴広報委員会において検討いただき、5月16

日号からリニューアルし、これまで2回発行してきました。

今後も広聴広報委員会におきまして継続的に改善を行っていただきますが、検討課題といたしましては一旦これで完了といたしますので、ご了承ください。

次に、その他の項でございます。

その他、何かありませんか。

服部部会長。

○部会長（服部孝規君） 検討部会から皆さんにお願い、並びに説明をちょっとさせていただきます。

きょう、各会派のほうへお配りをさせていただきました。議会報告会を今ずっと検討部会の中で議論を進めています。

1月当初の段階で各会派の意見をいただいたときには、全体的に実施する方向でということだったんですけども、最近、ちょっと見送ったらどうやというような声も出てまいりました。

そこで、これについてどう扱うかということで皆さんにお諮りをしたいんですけども、1つは検討部会での議論は議論として続けていきたいということと、それから、もしこれを実施するのであれば、この全員参加の推進会議の中で全会一致で、いわゆる議決をするというのか、全会一致になった段階でスタートを切るということを前提に、議論だけは検討部会の中でいろんなケースを考えたり、いろんな問題点を考えたりということだけは続けていきたいということで、今検討部会の中で議論しております。

今回、年1回ということで想定をさせていただいた資料を皆さん方にお配りをさせていただきました。それでいろいろな意見を出していただいて、またそれを検討部会で集約をしまして議論を深めていきたいというふうに思います。

きょう言いたいのは、要するに議論をするということと、それから実施をするということは区別をしたいという。だから、議論をしていくということは実施をするんだということではなくして、実施をする場合は、あくまでもここできちっと全員が実施をするという意味を確認できた段階でしか実施はしませんと。ただ、議論は検討部会、もしくは各会派の中で議論は続けていきたいと、こういうことで区別をしましたので、その点の理解をいただけたらというふうに思います。

よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○会長（前田 稔君） ありがとうございます。

それでは、次回の推進会議は10月の全協の日に1年間の報告の場として開催をさせていただきます。よろしく申し上げます。

これで議会改革推進会議を閉会いたします。

午後2時35分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 27 年 8 月 20 日

議長 前 田 稔